

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実



【関連文書:「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●児童虐待防止

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等(要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦)への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、19年3月に、従来の児童虐待防止協議会 を練馬区要保護児童対策地域協議会(協議会)に発展 的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機 関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援 センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題につい て必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

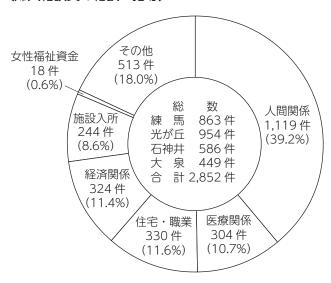
経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

[母子・父子自立支援員の相談・指導件数] ^{令和元年度}

総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
項目		1.010	1.505	1 110	700
相談実人員(人)		1,019	1,505	1,113	799
<u>合計</u>	件数(件)	2,833	3,120	2,970	1,277
#	住 宅	145	116	207	33
	医 療	122	80	194	22
生活	家庭紛争	486	363	870	95
般	就 労	69	169	170	139
灯又	その他 (結婚・内職・ 家事援助他)	363	299	351	150
児	養 育	261	566	128	83
	教 育	61	41	71	17
	非 行	0	0	3	1
童	就 職	3	7	3	0
	その他	73	57	21	24
生活資金等	母子および 父子福祉資金	480	621	318	441
	公的年金	19	4	3	2
	児童扶養手当	41	43	17	34
	生活保護	35	141	147	41
	その他	493	370	188	75
その他		182	243	279	120

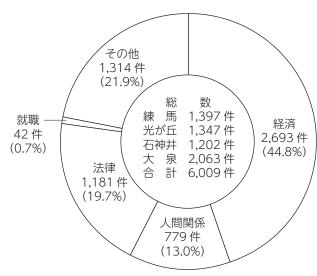
[婦人相談員の相談・指導]

令和元年度



〔家庭相談員の相談・指導〕

令和元年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

令和元年度

	区分	人数(人)	全児童・生徒数に対する比率(%)
小学校 就学予定者	準要保護者(※ 2)	279	_
小学校	要保護者 (※ 1)	438	1.32
小子似	準要保護者(※ 2)	4,228	12.71
中学校	要保護者(※ 1)	292	2.23
十十次	準要保護者(※ 2)	2,482	18.93

※1要保護者:「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※ 2 準要保護者:教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に

生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を 担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および 学校教育支援センター大泉で以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に 応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他 機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が 学校への訪問を行う。

4) その他

ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。令和元年度のペアレント・トレーニングには延べ41人、グループ活動には延べ273人が参加した。

[教育相談実施状況 (4 教育相談室合算)] 令和元年度 [来室] (単位:件)

相談内容	件数
学校・学習	882
対人関係・集団(社会)生活	288
家族関係・家庭生活の問題	437
身体に出てくる問題	229
不安・自信喪失	117
精神疾患	0
発達の問題	392
その他	29
合 計	2,374
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

[電話] (単位:件)

相談内容	件数	
学校・学習	141	
対人関係・集団(社会)生活	54	
家族関係・家庭生活の問題	61	
身体に出てくる問題	19	
不安・自信喪失	5	
精神疾患	0	
発達の問題	21	
その他	235	
合 計	536	

(2) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業 全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 し、子どものカウンセリング等の支援を行って いる。

② 心のふれあい相談員配置事業 全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、 子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者 対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学 識経験者を講師または助言者として派遣してい る。

令和元年度派遣 31回 延べ765人参加

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業 主に児童・生徒を対象として、不登校の未然 防止や子どものコミュニケーション能力を育成 することを目的に、講師を派遣している。

令和元年度 小・中学校 10 校実施 延べ 3.255 人参加

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室(小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」)では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕

令和元年度

教室名	年間登録数	途中退室数	活動日数
フリーマインド	129人	2人	174 ⊟
トライ	295人	4人	175 🖯

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者対象講座、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。

令和元年度 登録者 21 人

また、令和元年度から15~18歳まで、不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施している。

令和元年度 登録者 20 人

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。

令和元年度 登録者 18人

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に 関することなどに関して、関係機関と連携し支援 を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し 支援を行っている。

令和元年度 小学校対応人数 282 人、中学校対応人数 255 人

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学 校復帰に向けての支援を行っている。

令和元年度 対象者 38 人 延べ 586 回支援

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保 護世帯の中学3年生を対象に、基礎的な学力を身に つけるための勉強会を行っている。学習や進路に関す る相談にも対応している。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、 言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、 それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を 克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を 行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題に 沿ったきめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中 学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、 中学校は4校の拠点校から、教諭が全校へ巡回指導を 行っている。

[特別支援学級および特別支援教室] 令和2年4月1日現在

小学校数	中学校数	
16 校	8 校	
1 校	1 校	
2 校	1 校	
5 校	_	
17 校	4 校	
48 校	29 校	
延べ 89 校	延べ 43 校	
	16校 1校 2校 5校 17校 48校	

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が十分に子どもを養育できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために、生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、適切な 支援につないでいる。令和元年度は延べ 2,230 件 の相談があった。

(2) 出張相談

ひとり親家庭の自宅へ専門相談員が出張し、支援制度等を案内する。令和元年度は20件の相談があった。

(3) 法律相談

離婚前後に関することや養育費について弁護士 による相談を行う。令和元年度は93件の相談が あった。

(4) 家計相談

長期的なライフプランを設計するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を行う。令和元年度は延べ18件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

リフレッシュや交流を兼ねた生活応援セミナー を開催した。令和元年度は、資格取得セミナー、 教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座、リ フレッシュ交流会を計5回開催し、延べ59人の 参加があった。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講 座受講経費の一部を支給する。令和元年度は4人 に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

資格を取得するための養成機関での修業期間および修了時に給付金を支給し、生活の負担を軽減することにより、資格取得を促進する。令和元年度は延べ51人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。令和元年度は延べ2人に支給した。

- (4) 就労支援セミナーの実施
 - ① パソコン講習会の実施

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で開催した。令和元年度は3回開催し、40人が参加した。

② 在宅就業推進事業の実施

パソコンと通信環境を貸し出し、E ラーニングを活用して在宅就業に役立つ知識・スキルを身につける、在宅就業推進事業を実施した。実施期間は3か月間で、令和元年度は22人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の就労阻害要因を分析し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行った。令和元年度は60人にプログラムを策定した。

- (6) 自立に向けた子どもの預かり支援の強化
 - ① ベビーシッター派遣事業

自立支援プログラムの策定を受けた保護者が、子どもが保育園等に入園できておらず、子どもの預け先がないことで就労が困難となっている場合に、ベビーシッターを派遣する。令和元年度は1世帯の利用があった。

② ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子 どもの見守りや保育園の送迎などに支障がある ときにホームヘルパーの利用を支援する。令和 元年度は、69世帯が利用登録し、延べ3,411 回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 訪問型学習支援事業

学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護 者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を実施し た。小学校 4 年生から中学校 2 年生までを対象と し、令和元年度は 32 世帯 38 人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーション をとる機会を提供するため、親子交流事業を行っ た。

- ① 日帰り親子バスツアー (20組 46人参加)
- ② 親子バーベキュー (18組41人参加)
- ③ 親子料理教室(10組24人参加)
- (3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと 休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿 泊料の一部を助成する。令和元年度は延べ199人 の利用があった。